

施策体系検討ワークシート（他専門部会計画分）

※他専門部会が作成途中のワークシートの抜粋です。
※内容は変更になる可能性が高いので、参考程度に確認ください。

テーマ	番号	現況	現況を表すデータ (指標)	基礎データの数値										課題	課題に対する 第5次での取組状況	課題解決に向けた 取組方針	主な取組内容	仮分類	第6次の基本計画(案)	第6次の施策大綱 (案)	担当課	
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018									
都市基盤(第1部会)		●コンパクトシティ化																				
土地利用	1	・人口が減る中で、市街地では空き家や空き地がランダムに発生し、スポンジ化が進んでいる。中心部には、島状の用途白地地域も存在し、耕作放棄地が増加している。 ・一方、線引き廃止(平成16年5月)により、土地利用条件の均衡化が図られた結果、周辺では開発が続いており、住宅地、小規模農地、商業・業務用地が混在し、スプロール化が懸念されている。	旧市街化調整区域(特定用途制限地域)における1000㎡以上の開発行為許可件数	1999	2000	2001	2002	2003	2004 (H16)	2005	2006	2007	2008	・用途地域と実際の市街地が整合していない。 ・拡散した市街地のコンパクト化とスポンジ化対策。	・令和17年(2035年)を目標年次とする立地適正化計画を策定し、平成31年4月1日に公表した。 ・一部用途地域及び特定用途制限地域において、社会経済情勢の変化やインフラ整備に伴い、都市計画決定の変更を行った。 ・都市計画マスタープランにおいて、新たな工業用地の確保について検討した。	・立地適正化計画に基づく誘導施策を推進し、市全体としてのコンパクトで魅力と活力あるまちづくりを展開する。 ・都市機能や公共交通等の利便性が高い拠点周辺に、子育て世帯や若者層を呼び込む。	・都市機能誘導区域への都市機能(賑わい機能・商業施設、医療施設、文化スポーツ施設、子育て支援施設等)の立地誘導、整備を図る。 ・居住誘導区域へのまちなか居住の誘導を図る。 ・若者、子育て層等の流入・定住を図る居住支援施策を充実させる。 ・災害リスクの低い地域への居住誘導を図る。		計画的な土地利用の推進	快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出	都市計画課	
				0	3	1	4	4	7	17	12	9	12									
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018									
				12	13	24	14	13	7	14	15	12	11									
産業振興(第2部会)		●公共交通機関利用促進																				
運輸交通体系等	7	高齢化が進行し、今後、自動車を運転できない高齢者の増加が予測され、高齢者の事故の増加も懸念されています。また自宅が駅やバス停から離れて居住している人が総人口の約3割を占めており、既存のバス路線の利便性の向上や、交通結節点である新居浜駅周辺の利用促進及び駅南側からのアクセシビリティの向上が求められます。	公共交通(バス・デマンドタクシー)の利用者数(万人)									38	40	39	・高齢者の増加による移動困難者の増加に対応し、現在の行き先が分かりにくい利用状況を解消するためには利用ニーズに応じて、サービスや形態を見直し、利便性を高める必要がある。 ・利用者の増加を図るためには、人口が集中している地区及び増加が見込まれる地区へ路線を配置することでバス交通圏域の人口を増加させる必要がある。	既存バス路線の維持利便性向上のためバス路線網の見直し。	・コンパクトなまちづくりを先導する公共交通網の形成 ・便利で使いやすい公共交通網の形成 ・市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の維持	・効率よく都市拠点へアクセスするバス路線網の見直し ・路線バスと連携したデマンドタクシーへの見直し ・快適なバス待ち環境の整備 ・誰もが使いやすいバリアフリーに対応した車両の導入 ・健康促進に着目した公共交通転換の実施 など			運輸観光課	
			公共交通の利便性(満足度)％										13	運輸観光課								
都市基盤(第1部会)		●空き家対策																				
住宅	4	・適切な管理が行われていない空き家等が多数あり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている。 ・相続登記がされおらず、何代にも渡る法定相続が発生しており、相続人の所有者意識も希薄化している。	空家数									2364	1971	1883	・空き家を管理や処分(解体・売却等)をするにあたり、相続人同士で協議しなければならないが、所有者死亡による相続登記がされていない事から法定相続人が多数となる事例が多く、他の相続人の問い合わせがあったとしても個人情報となる事から教える事ができないため、実際に協議を行う事が難しい。また、解体等適切な管理には費用が掛かる事から理解を得にくい。 ・接道がない若しくは車両が入れない敷地にある空き家は、建替えができないことが多いため売却が難しく、解体費用が割高になることや解体することで土地の固定資産税が上がることから解体されず、管理不全となって老朽化が進んでいる。 ・所有者不明や相続人不在のケースも少なくなく、空き家問題が長期化している要因となっている。 ・自治会及び近隣住民と空き家の所有者等との関係が希薄化し、相互間で連絡が取り合えない。	・空家等対策計画の策定 ・空家等対策協議会の設置 ・老朽危険空家除却事業の実施 ・空家等所有者へのアンケート調査 ・シルバー人材センターと協定締結 (空き家所有者等へ業務を紹介) ・適切な管理を促す広報(市HP・市政だより・固定資産税納税通知書へチラシを同封) ・空家等の相談対応 ・出前講座の実施	・相続登記の推進 ・適切な管理の啓発 ・空家等の発生抑制	・空家等対策計画の見直し ・老朽危険空家除却事業の実施 ・適切な管理を促す広報 ・空家等の相談対応 ・出前講座の実施		良好な住環境のを整える		建築指導課
産業振興(第2部会)		●有害鳥獣対策																				
第一次産業 (農業)	1	イノシシ等の鳥獣による農作物被害が発生しているため、捕獲及び国補助を利用した柵の設置をおこなっている。	捕獲頭数		47	80	98	170	156	247	383	463	452	582	イノシシ等の鳥獣の捕獲を実施し、大幅に捕獲頭数は増加したものの、被害相談状況に改善がみられない。また、国補助を利用した防護柵を設置したエリアも高齢化等により耕作放棄が増加し、管理ができず柵の機能が損なわれている。	有害鳥獣被害防止計画に基づく、捕獲の実施及び柵設置支援をおこなっている。	駆除隊員の高齢化による捕獲圧の低下、農業者の高齢化による大規模防護柵の管理不足が懸念されることから、自分の農地(集落)は自分で守るような方策を支援する。	・管理できる規模の防護柵設置及び意欲のある地域による追い払い等の活動の支援 ・地域要望に応じた鳥獣に対する正しい知識・対策等についてのセミナー・座談会の実施			農林水産課	
都市基盤(第1部会)		●公園管理																				
公園・緑地	1	・公園に対する市民ニーズが多様化している。 ・既存の公園においては、開設以降年数が経過し、施設の老朽化が顕著になっている。 ・身近な公園の日常の維持管理は、地域の団体等に委託しているが、高齢化や人員減が予測されており、これらへの対応が求められている。	公園施設の修繕件数	76	81	87	89	69	102	100	86	91	97	・公園利用の安全の確保と適切な維持管理、運営 ・公園の魅力向上 ・新規に整備する身近な公園の用地確保	・地域ニーズに即した公園となるよう、計画段階から住民参加による公園整備を行った。(駅前地区の街区公園、中萩きらきら公園、東浜公園、三喜浜公園、岡城館歴史公園、神郷公園、渦井なかよし公園) ・公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に、施設の改修、更新を行った。 ・滝の宮公園リニューアル事業及び湧水空間整備事業(高柳公園)に着手した。 ・市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入した。(山根公園、新屋久公園)	・公園緑地が持つ多様なストック効果を高める。 ・身近な新規公園は、借地方式や、公共施設の再編で生じた未利用地を活用して整備する。 ・地域親しまれ、使われる公園となるよう市民との協働による公園管理を進める。	・長寿命化計画に基づく予防保全型の管理による計画的な維持管理・更新を着実に行う。 ・滝の宮公園リニューアル事業及び湧水空間整備事業(高柳公園)を着実に実施する。 ・民間活力による公園の利用促進、魅力向上を検討する。		誰もが安全、快適に利用できる公園緑地の整備	快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出	都市計画課	
			新たに開設した公園数 ()は面積:ha	3 (3.56)	2 (1.22)	2 (1.37)	1 (0.26)	0	1 (0.60)	0	0	1 (1.10)	0									
保健福祉(第3部会)		●受動喫煙																				
※屋外喫煙所による悪臭は「公害防止」の現況内「身近な悪臭」に内包																						
保健・医療	11	がんを原因とする死亡が多い。 (男性:肺がん、女性:大腸がん)	がんによる死亡者数 (人口動態調査)	417	424	400	434	371	394	404	409	422	-	がん検診受診者が少ない。 精密検査受診率が低い。 禁煙対策が必要。	平成27年度よりがん検診の自己負担金を無料化し、がん検診受診率を向上することができた。 たばこの害や受動喫煙の防止について普及啓発した。	がん検診受診者数の増加、精密検査未受診者数の減少に継続的に取り組む。	がん検診の受診勧奨の継続的な実施。 精密検査未受診者への受診勧奨の継続的な実施。 健康増進法の改正に基づき普及啓発を行う。	C	保健・医療	生涯を健やかに過ごす	保健センター	